

## VI 解 說

# <沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集） 解説>

## ○ 1 ページ関連

米軍施設・区域：

ここでいう米軍施設・区域とは、「米軍専用施設」と「米軍一時使用施設」とを合わせたものである。

米軍専用施設：

専ら在日米軍のみによって使用されている提供施設・区域。

他の都道府県では、米軍は自衛隊施設の全部又は一部を一時使用（共同使用）していることがほとんどだが、沖縄県には専用施設が多く、全国に占める本県の比率は 70.4 パーセントとなっている。

米軍一時使用施設：

日米地位協定第 2 条第 4 項（b）に基づき、在日米軍が一時使用（共同使用）している施設。

沖縄県には、平成 29 年 3 月末現在、

○ 浮原島訓練場の全部

[254 千m<sup>2</sup> 自衛隊施設（陸上自衛隊浮原島訓練場）]

○ 北部訓練場の一部

[1,259 千m<sup>2</sup> 自衛隊以外の施設]

○ キャンプ・ハンセンの一部

[615 千m<sup>2</sup> 自衛隊以外の施設]

○ 嘉手納飛行場の一部

[建物のみ 自衛隊施設（航空自衛隊那覇基地及び与座岳分屯基地）]

○ 鳥島射爆撃場の一部

[2 千m<sup>2</sup> 自衛隊施設（航空自衛隊久米島分屯基地）]

○ ホワイト・ビーチ地区の一部

[工作物のみ 自衛隊施設（海上自衛隊沖縄基地隊）]

の 6 施設が、一時使用（共同使用）施設として所在している。

日米地位協定：

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定  
[1960（昭和 35）年 6 月 23 日号外条約第 7 号]

日米地位協定第 2 条 4 項（a）：

「合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。」

→ 米軍の管理のもとにあるが、一時的に使用していない施設及び区域を、日米合同委員会の合意により、日本国政府や日本国民が共同使用できることが定められている。

#### 日米地位協定第2条4項（b）：

「合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。」

→ 国等の管理のもとにある施設及び区域を、日米合同委員会の合意により、米軍が一時的に共同使用できることが定められている。

## ○2ページ関連

### 復帰時点と現時点の比較：

昭和47年5月15日現在の面積については、日米返還協定A表（昭和47年6月15日防衛施設庁告示第12号）に基づくものである。

### 軍人：

合衆国軍隊の構成員。日本国領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のもの。（海軍には、海兵隊も含まれる。）

### 軍属：

合衆国国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。

### 家族：

- (1) 配偶者及び21才未満の子
- (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの。

## ○5ページ関連

陸地面積 一 北部：

国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」における市区町村別面積のうち、

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、  
宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村  
の合計。

陸地面積 一 中部：

うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、  
北中城村、中城村、西原町

陸地面積 一 南部：

那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、  
渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、  
久米島町

陸地面積 一 宮古：

宮古島市、多良間村

陸地面積 一 八重山：

石垣市、竹富町、与那国町

陸地面積 一 (沖縄本島)：

国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」における沖縄島の島面積

米軍基地面積 一 北部：

区分について、「陸地面積 一 北部」と同じ。

米軍基地面積 一 中部：

区分について、「陸地面積 一 中部」と同じ。

米軍基地面積 一 南部：

区分について、「陸地面積 一 南部」と同じ。

米軍基地面積 一 宮古：

区分について、「陸地面積 一 宮古」と同じ。

米軍基地面積 一 八重山：

区分について、「陸地面積 一 八重山」と同じ。

米軍基地面積 一 (沖縄本島) :

米軍基地 32 施設のうち、

- 伊江島補助飛行場 (伊江村)
- 鳥島射爆撃場 (久米島町)
- 出砂島射爆撃場 (渡名喜村)
- 久米島射爆撃場 (久米島町)
- 浮原島訓練場 (うるま市浮原島)
- 津堅島訓練場 (うるま市津堅島)
- 黄尾嶼射爆撃場 (石垣市)
- 赤尾嶼射爆撃場 (石垣市)
- 沖大東島射爆撃場 (北大東村)

の 9 つの施設を除く、「沖縄本島」に所在する施設の面積を合計してある。

自衛隊基地面積 一 (沖縄本島) :

自衛隊基地 44 施設のうち、

- 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場 (うるま市)
- 陸上自衛隊与那国島駐屯地 (与那国町)
- 陸上自衛隊与那国島駐屯地祖納宿舎 (与那国町)
- 陸上自衛隊与那国島駐屯地比川宿舎 (与那国町)
- 陸上自衛隊与那国島駐屯地久部良宿舎 (与那国町)
- 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地 (久米島町)
- 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地 (宮古島市)
- 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎 (久米島町)
- 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎 (宮古島市)
- 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎 (宮古島市)
- 沖縄地方協力本部宮古島出張所 (宮古島市)
- 沖縄地方協力本部石垣出張所 (石垣市)
- 与那国海洋観測施設 (与那国町)

の 13 の施設を除く、「沖縄本島」に所在する施設の面積を合計してある。

なお、沖縄本島以外の区分については、「米軍基地面積」と同じである。

## ○ 1 1 ページ関連

地区区分については、「5 ページ関連」解説参照

## ○ 1 6 ページ関連

水域の面積 :

水域の面積については、緯度・経度で設定されており、球面であることを無視して緯度・経度で示された点を結ぶ地図上の面積をして概算で算出した面積である。

## ○17 ページ関連

空域の面積：

空域の面積については、緯度・経度・高さで設定されており、球面であること及び高度を無視して緯度・経度で示された点を結ぶ地図上の面積として概算で算出した面積である。

## ○26 ページ関連

駐留軍従業員：

米軍施設の従業員。その雇用は、日米地位協定第12条及び日本政府と米軍との基本労務契約等によって定められており、雇用主は日本政府、使用主が在日米軍となる、間接雇用制が採られている。

雇用形態によって、基本労務契約、諸機関労務協約、船員契約に分けられる。

基本労務契約：

M L C (Master Labor Contract)。在日米軍の各司令部や部隊の機関（米国歳出資金機関）で従事するもの（通訳、事務員、警備員、作業員などの職種）を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

諸機関労務協約：

I H A (Indirect Hire Agreement)。在日米軍の諸機関（日米地位協定第15条に基づく機関。米国歳出外資金機関）で従事するもの（施設内の食堂、P X（売店）、クラブ等の従業員）を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

船員契約：

M C (Mariners Contract)。在日米軍の非戦闘用船舶で従事する船員を対象とする契約。給与は日本政府が全部又は一部を負担する。

O W E X :

沖縄エクスチェンジ (Okinawa Exchange : オーワックス)。米国本土にあるA A F E Sの沖縄地区営業本部のこと。米軍キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター地区）内にある。

A A F E S (The Army & Air Force Exchange Service : エイフイス) とは、米陸・空軍エクスチェンジのことで、軍人・軍属及びその家族に様々な商品・サービスを提供するために米陸・空軍で作られた機関。

基地内には、このA A F E S直営による食品や日用雑貨の売店（一般的にP X (Post Exchange : ピーエックス) と呼ばれている。）、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル等のほか、さらに、特免業者による衣料製品販売、土産品店、クリーニング業、リースレンタル業、花屋、眼鏡時計販売、音楽教室等日常生活に必要なサービスを提供している。

### ○ 3 4 ページ関連

自衛隊施設数：

自衛隊施設 36 施設に、借上宿舎を陸上・海上・航空自衛隊に各 1 施設として計上し、さらに沖縄防衛局に係る 5 施設を加え、合計 44 施設となる。

陸上自衛隊のうち 5 施設は、事務所として使用するため、建物のみである。

### ○ 3 6 ページ関連

陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎：

陸自・鏡水宿舎の地主数・年間賃借料は、陸自・那覇駐屯地に含まれている。

なお、同施設は、平成 15 年 3 月末までに建物が取り壊され、土地は陸自・那覇駐屯地に組み込まれた。

### ○ 3 9 ページ関連

米軍等への財・サービスの提供：

米軍基地内で発生した需要に対する県内市場からの供給分並びに米軍人・軍属及びその家族による基地外での消費支出のことである。なお、米軍基地内で発生する需要を具体的に挙げると、日本国政府負担による基地内建設工事や基地内光熱費、米軍機関による物資・サービス調達や工事、基地内事業者による物資・サービス調達等がある。また、米軍人・軍属及びその家族による基地外での消費支出には、基地外での消費支出のほか、基地外に居住する米軍人・軍属世帯が支出する家賃や光熱水費も含まれる。昭和 47 年度から昭和 59 年度までは円・ドル交換高により推計されており、昭和 60 年度から平成 7 年度までは、在沖米軍人・軍属・家族数、消費者物価指数、外国為替相場レートを説明変数とした回帰式を用いて推計されている。平成 17 年度県民経済計算において、推計方法が変更され、「防衛施設局関係」、「米軍機関関係」、「特免業者関係」、「軍人・軍属家計消費支出」の項目ごとに推計し、積み上げて求めることとし、平成 8 年度まで遡及されている。

県民経済計算では、基地は県外扱いとなっており、米軍機関をはじめ在沖米軍人・軍属及び家族等が本県で消費支出する額である「米軍等への財・サービスへの提供」は、概念的には「観光収入」と同じものとして、「移（輸）出」に含まれる。

#### 軍雇用者所得：

駐留軍従業員が基地内で働いて得た所得。賃金・俸給の他、退職一時金や社会保険料の雇用主負担額等も含まれる。

#### 軍用地料：

在沖米軍（自衛隊関係を除く）に提供されている土地の使用料。沖縄防衛局の資料により推計している。

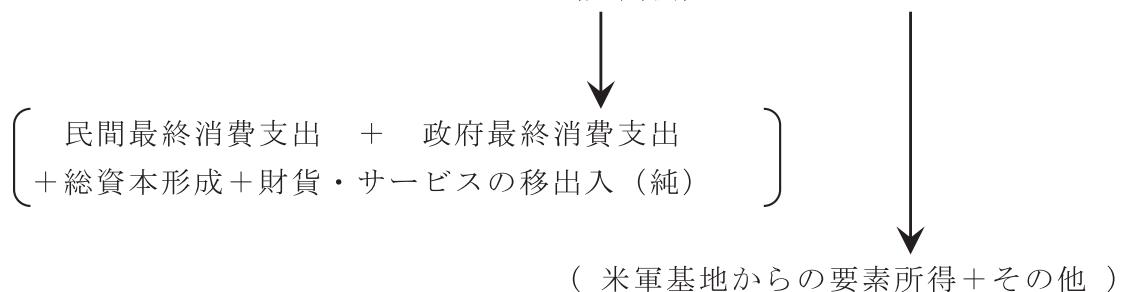
「軍雇用者所得」及び「軍用地料」は、県民経済計算上は、県民が県外で得た雇用者所得や投資収益などを示す「県外からの所得」に分類され、したがって、これらは「県民総所得（旧県民総支出）」には含まれるが、「県内総支出」には含まれない。

#### 統計指標の相関関係：

##### <関係式>

$$\textcircled{1} \quad \text{県民総所得（旧県民総支出）} = \text{県内総生産} + \text{県外からの所得（純）}$$

(支出側)



$$\textcircled{2} \quad \text{県外受取} = \text{移（輸）出} + \text{県外からの所得（純）}$$

↓

+ 県外からのその他の経常移転 + 資本取引

(観光収入 + 米軍等への財・サービスの提供 + 石油製品 + その他)

$$\textcircled{3} \quad \text{軍関係受取} = \text{米軍等への財・サービスの提供【移（輸）出の内数】}$$

+ 米軍基地からの要素所得〔軍雇用者所得、軍用地料、その他（米軍基地内の建設工事、テナント業者の営利活動で得た雇用者の報酬、企業の利益）〕【県外からの所得（純）の内数】